

一般介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業を積極的に活用しましょう！

新規・変更時の申請の流れ

基本チェックリストに該当した人が対象者となります。

基本チェックリストとは…国が作成した高齢者の方の生活機能を評価するとともに要介護状態となるリスクを予測することを目的とした 25 項目の質問票です。面談などによりチェックを行います。

サービスの利用について相談する（65 歳以上の人）

お住いの地域を担当する地域包括支援センター、もしくは、飯塚市役所のいずれかに相談します

デイサービスやホームヘルプサービス（総合事業によるサービス）のみ利用する

いいえ、又は明らかに要介護状態の場合

要介護（要支援）認定申請をします

要介護 1～5

要支援 1・2

非該当

はい、又はわからない

基本チェックリストを受けます

生活機能の低下が見られる

自立した生活が送れる

居宅介護支援事業所とケアプランを作成します

地域包括支援センターと介護予防ケアプランを作成します

介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターで本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します
【対象】要支援者・総合事業対象者

介護保険の介護予防サービスが利用可能
※介護保険のサービスと総合事業の両方を利用可能。ただし、内容が重複するサービスは利用不可。

介護保険の介護サービスが利用可能

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）が利用可能

一般介護予防事業が利用可能

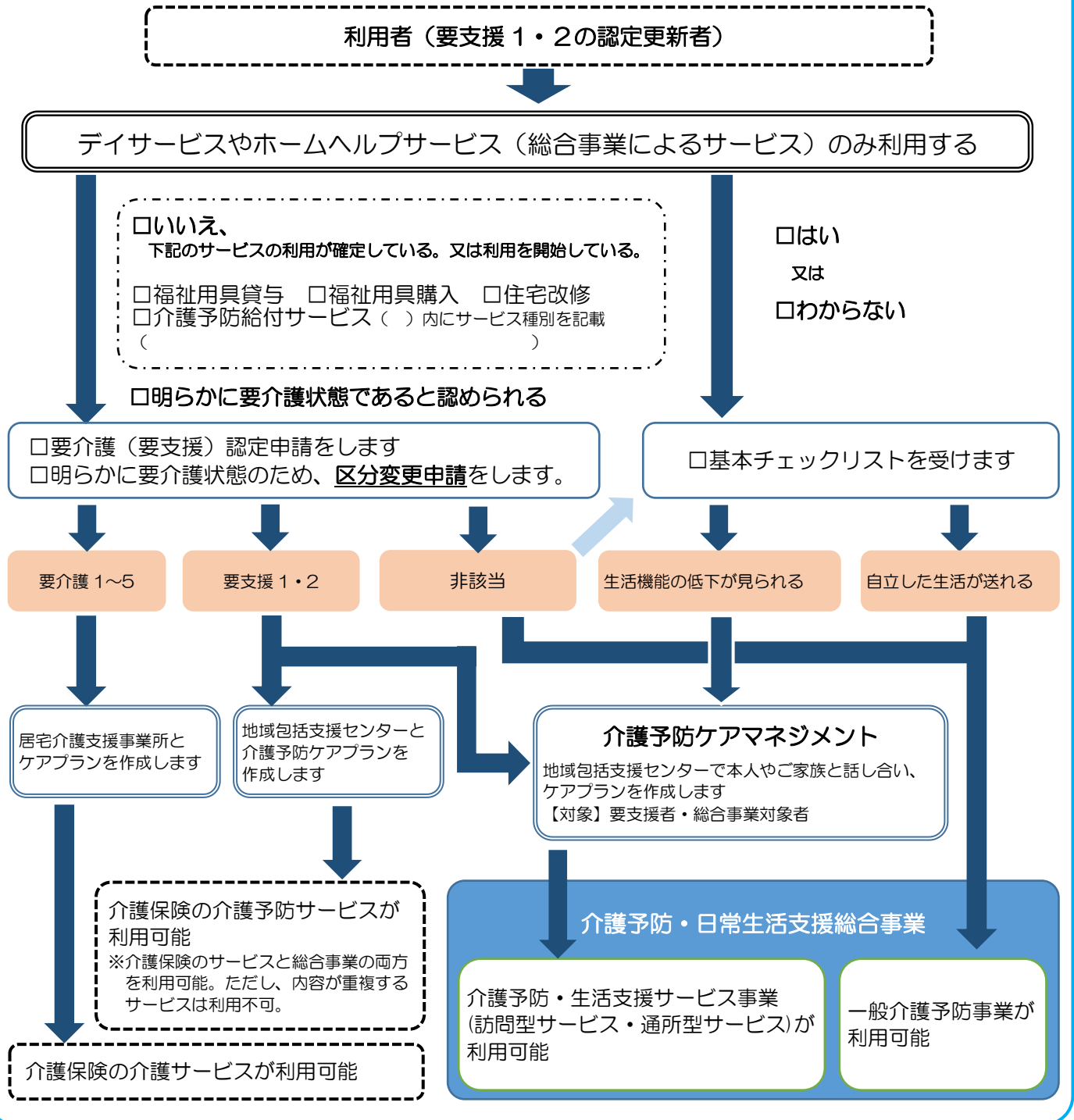
1 新規利用者

- ①相談内容を聞き取り、介護保険制度（総合事業を含む）・一般介護予防等について説明します。
- ②総合事業のサービス事業（週に2回までの訪問介護または通所サービス、短期集中予防サービス）のみを利用希望の場合は、基本チェックリストを実施し、速やかにサービス利用につなげます。
- ③必要に応じて、要介護（支援）申請につなげます。以後の認定申請手続きは従来どおりです。
認定結果が非該当の場合でも、基本チェックリストに該当すれば、総合事業の利用が可能です。

認定更新時の申請の流れ

要支援 1・2 の要支援認定期間の終期到来時に「総合事業によるサービス」のみを利用されている場合は、総合事業対象者に移行します。

要支援認定更新の手続きが必要な方については、担当のケアマネジャーを通じて飯塚市へ相談します。承認後、要支援認定更新手続きに移行します。原則認定は終了します。



2 認定更新者

①要支援(要介護) → 事業対象者

(ア)更新前に、利用者の心身の状況を確認し、今後、総合事業のみを利用する場合は、要支援更新申請ではなく、基本チェックリストを実施し、速やかにサービス利用につなげます。
(主治医意見書作成のための受診や認定調査員の訪問調査は、必要ありません。)

(イ) 現行相当訪問型サービス(訪問型サービスⅢ)を週3回以上利用する場合や訪問型サービスA1・Ⅱ(週3回利用している)を利用する場合又、現行相当通所型サービス(通所型サービス2)を利用する場合や通所型サービスA・Ⅱ(週2回利用している)を利用する場合は、更新申請が必要です。

(ウ) 新規認定の際に、住宅改修や福祉用具購入もしくは貸与の申請のために要介護(支援)認定を受けた方で、その後、介護保険サービスや総合事業(以下「介護保険サービス等」)の利用が無い方は更新申請の必要はありません。介護保険サービス等の利用が必要となった時に(状態が変わられた時)は、要介護(要支援)新規認定(総合事業対象者)の申請ができます。

基本チェックリストで事業対象者の基準に該当

基本チェックリスト、被保険者証、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を飯塚市高齢介護課に提出します。後日、被保険者証(総合事業対象者)が、本人に送付されますので、ケアプランを作成し、総合事業を開始します。

基本チェックリストで事業対象者の基準に非該当

一般介護予防事業等につなげます。

②要支援(介護) → 要支援

(ア) 更新前に利用者の心身の状況を確認し、要介護(要支援)更新申請を行います。手続きについては、従来どおりです。

(イ) 更新後もサービス事業以外の福祉用具貸与・訪問看護等の介護予防給付を利用する場合は、更新申請が必要です。

(ウ) 現行相当訪問型サービス(訪問型サービスⅢ)を週3回以上利用する場合は、更新申請が必要です。

(エ) 要支援者も総合事業を利用できるため、「事業対象者」の手続きは不要です。

一般介護予防事業

市内在住の65歳以上のすべての人を対象に「高齢者筋力アップ教室」「脳元気教室」などの各種教室の開催や、地域で介護予防に取り組むための出前講座を実施しています。



介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う制度です。

皆さんがいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるためのしくみです。

介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより、利用者が真に必要なとするサービスを提供し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ることで、次世代にわたって持続可能な介護保険制度となるように努めています。

**「総合事業」を積極的に利用して、介護予防に取り組みながら
地域で共に考え、支え合い、自立した生活をおくりましょう！**

<お問い合わせ> 飯塚市役所 福祉部 高齢介護課 0948-22-5500 (代表)
適正化担当(内線1147) 認定係(内線1137~1139)
事業所係(内線1131・1132) 高齢者支援係(内線1140~1143)